

公益社団法人田中育英会奨学金給付規程

第1章 総則

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人田中育英会定款第4条に規定する奨学金の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 新潟県内居住者の子弟であること。
- (2) 新潟県、長野県、富山県の看護学校に在学する者。
- (3) 看護師の資格を有しない者。
- (4) 世帯の収入金額が下記項目の該当欄の収入金額程度以下の者。

世帯の人数(人数には本人含む)	収入金額	所得金額
・ 3人世帯以下	320万円	250万円
・ 4人世帯	450万円	300万円
・ 5人世帯以上	520万円	360万円

(奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、奨学生に採用したときからその者の在学する学校の最短修業年限の終期までとする。

2 奨学金の給付額は、月額20,000円、年額240,000円とする。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学生出願手続)

第4条 奨学生志望者は、次の各号に掲げる書類を、本会に提出するものとする。

- (1) 奨学生願書(別紙様式第1号)
- (2) 学校長の奨学生推薦調書(別紙様式第2号)
- (3) 住民票(生計を一にする家族全員の記載のあるもの)
- (4) 前年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し
- (5) その他必要な書類

(奨学生の決定)

第5条 本会は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が奨学生を決定する。

2 奨学生は採用時に保護者1名の連名で誓約書を提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 前条の規定により奨学生が決定したとき、本会は在学学校を通じて決定者に通知する。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、奨学生が届け出た預金取扱金融機関に設けた奨学生名義の預金口座に
4～6月分は6月に、7～9月分は7月、10～12月分は10月、1～3月分は1月
に振り込むものとする。

(生活状況等の報告)

第8条 奨学生は、各学期末に、生活状況報告書（別紙様式第4号）を本会に提出しなければならない。

2 奨学生は、毎年度終了後1カ月以内に在学証明書を本会に提出しなければならない。
ただし、卒業に当たっては、在学証明書を替えて、卒業証明書を提出しなければならない。

(奨学金の給付の休止)

第9条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは当該期間、奨学金の給付を休止
することができる。

(奨学金の給付の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が消滅し願い出たときは、
奨学金の給付を復活することができる。

(奨学生の届出義務)

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく書面により
本会に届け出なければならない。

- (1) 退学し、又は転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学又は長期にわたって欠席したとき
- (4) 復学したとき
- (5) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

(奨学金の停止)

第12条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を停止する
ことができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき

- (3) 第8条第1項の規定を履行しないとき
- (4) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (5) その他奨学金を要しない理由が生じたとき

第3章 補則

(実施細則)

第13条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月28日から施行する。

この規程は、平成29年9月15日から施行する。